

# 販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 7 号**

2(物件所在地 高知県四万十市竹屋敷  
及び国有林名等) 掃地山国有林70林班ろ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 12.81ha 1伐区 6.35ha  
2伐区 6.46ha

5(林齢) 74 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,427	1,472.31	
ヒ ノ キ	4,814	2,309.92	
ア カ マ ツ	23	18.42	
モ ミ	7	5.17	
低 質 材 N	1	0.15	
カ シ	245	104.36	
ミ ズ メ	43	18.23	
サ ク ラ	48	25.18	
そ の 他 L	263	125.17	
低 質 材 L	555	110.25	
計	8,426	4,189.16	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

掃地山林道の使用車両は、8トン車以下の車両(ホイールベース4.5m以下)とします。  
掃地山70林道の使用車両は、4トン車以下の車両(ホイールベース4.3m以下)とします。

11(特記事項)

- ①当該物件は、盛土規制法の規制区域であることから、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理をする際には、買受人が県知事等へ許可申請又は届出の必要な手続きを行うこと。
- ②搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ③周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ④高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ⑤道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑥末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑦林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑧河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は楠山・中村森林事務所へ問い合わせください。  
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 楠山・中村森林事務所:0880-65-6881)

13(その他)







# 立木物件位置図

(売払番号7号)

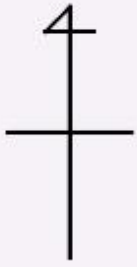
掃地山70林班ろ小班

面積:1伐区 6.35ha  
2伐区 6.46ha

凡例 売払区域(皆伐)



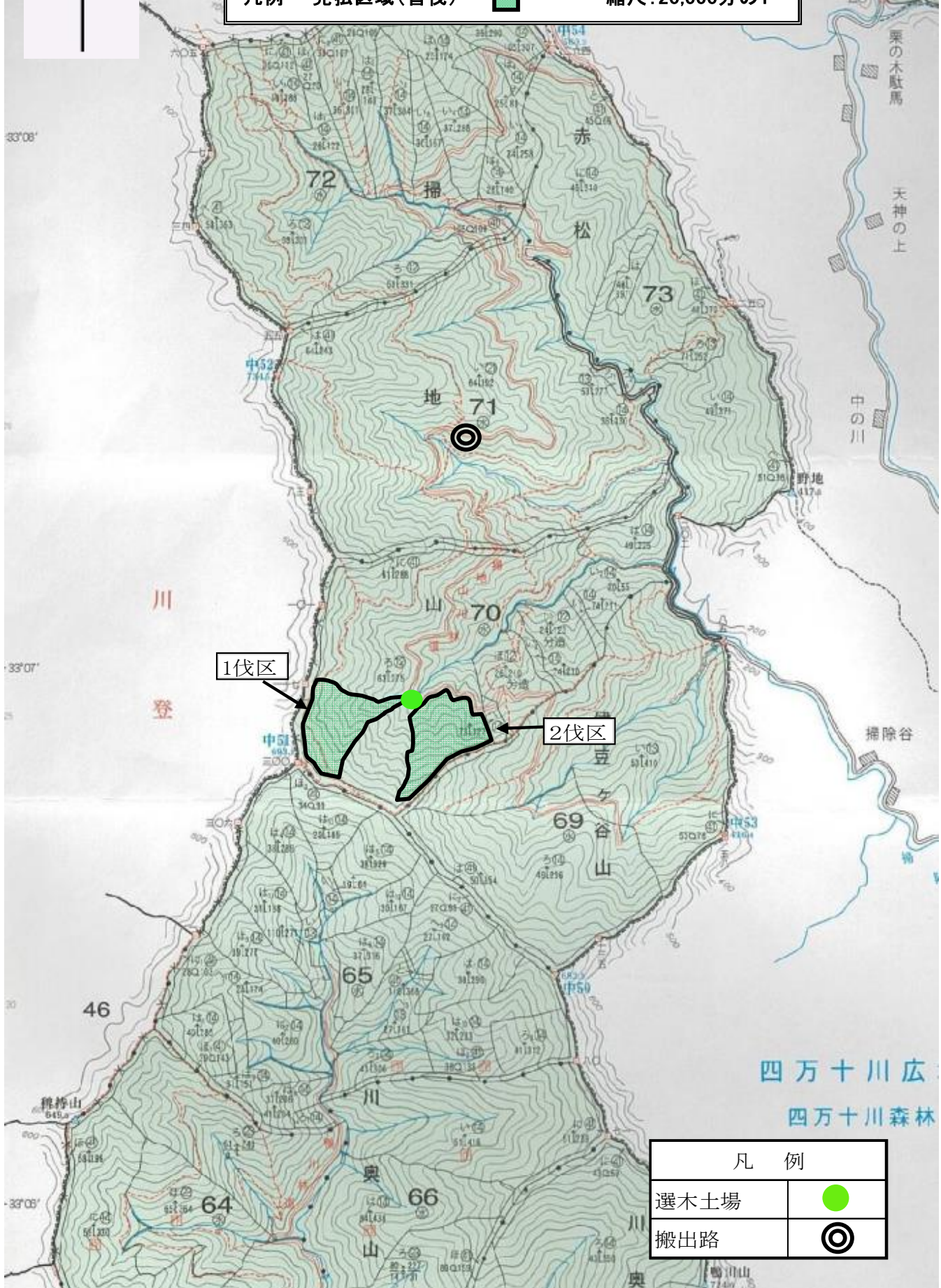
縮尺:20,000分の1



33°08'

33°07'

33°06'



四万十川広  
四万十川森林

凡例	
選木土場	
搬出路	

# 立木物件位置図

(売払番号7号)

掃地山70林班ろ小班

面積:1伐区 6.35ha  
2伐区 6.46ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1

